

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	令和7年度札幌市学校給食調理等業務(北区2)
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課
選 定 事 業 者	札幌集団給食事業(協)
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
学校給食は、教育活動の一環として実施しているものであり、業務遂行上の特殊性、専門性、安全性及び、安定性等を担保する必要がある。また、知識や経験の蓄積により、より安全で安定した学校給食の提供へと繋がっていくものであるから、本市の求める業務を遂行する意思と能力を有する企業が、一定期間継続して業務を実施する体制が必要である。 上記の理由により、委託初年度(令和4年度)については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき、指名競争入札により委託業者を決定し、以降は、最大で3年間(令和7年度を限度)、前年度の委託業務の遂行に問題がなければ、年度ごとに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約(特定)を行う方針である。〔「令和4年度札幌市給食調理等業務の委託契約について(方針)」:令和4年2月7日教育長決裁〕 「北日本フードサービス株式会社」については、令和6年度の同業務履行場所である学校及び学校給食課が実施した業務履行状況の審査の結果、本市が求める業務を遂行する意思と能力を有していると判断した。 よって、令和7年度の標記業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約(特定)を行う。 ※再度の入札に付してもなお落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき、随意契約へ移行する旨、協議済み。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号